

## 指定統計調査の承認等の状況

(平成20年1月分)

平成 20 年 2 月 18 日  
政策統括官(統計基準担当)

## 1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
石油製品需給動態統計調査(7条2項)	経済産業大臣	承認事項の変更 フレキシブルディスクによる調査票の提出実績がないため、フレキシブルディスクに関連する記載を削除する。	20.1.16

## 2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
病院報告 (統計報告調整法第4条第1項)	厚生労働大臣	<p>本調査のうち、全国の病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握する「患者票」について、前回承認(平成18年及び19年調査分)の期限切れに伴い、平成20年及び21年調査分について、調査を実施することを承認した。</p> <p>なお、調査内容に変更はない。</p> <p>(備考)本調査は、厚生労働省が全国の病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況(患者票)及び病院における職種別医療従事者数(従事者票)を把握し、医療行政の基礎資料を得るもので、「医療施設調査」(指定統計第65号を作成するための調査)と密接な関連を有する。</p>	20.1.22
自動車燃料消費量調査 (統計報告調整法第4条第1項)	国土交通大臣	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月から、自動車燃料消費量調査受付システムにより、オンライン報告を可能とするよう変更。</li> </ul> <p>( )本調査は、自動車輸送統計調査で把握している燃料消費量について、よりの確に把握する目的で実施されているもの。</p>	20.1.29

(注)本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。